



# 北塩原村妊産婦医療費助成のご案内



北塩原村は、妊産婦の方が安心して妊娠・出産できるように  
産前・産後期間の医療費を助成します



## ★助成対象者

北塩原村に住所を有する妊産婦の方

## ★助成対象期間

妊娠届が受理された月の初日から出産月の翌月末までの間（または転入した日）  
（令和6年4月受診分以降となります）

## ★助成の内容

- ①通院や入院をした時の保険診療（医科・歯科・調剤等）の自己負担額
- ②入院時の食事代（標準負担額のみ） 例：460円（所得によって変わります）

## ★妊産婦医療費助成の流れ

### ①受給資格を登録する

母子手帳の交付を受けたときや転入した際に、北塩原村妊産婦医療費受給資格登録申請書を役場に提出し、受給資格者証明書の交付を受けてください。

※助成対象期間を過ぎると受け付けられないことがありますので、お早めにご登録ください。

- 【必要書類】 保険証 母子健康手帳  
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳や  
キャッシュカードの写し

### ②助成の申請を行う

北塩原村妊産婦医療費助成申請書に医療機関等からの証明を受けるか、領収書（原本）を添付して役場窓口（保健福祉課又は裏磐梯合同庁舎）へ申請してください。

診療月、医療機関等ごとにとりまとめ、診療月の翌月以降に申請してください。

※事業所等から附加給付や高額療養費が支給された場合、差し引いての助成となります。  
支給額のわかる決定通知書等を必ず提出してください。

## ★その他

- ①住所、加入保険等に変更があった際は、速やかに変更手続きを行ってください。
- ②助成期間が終了した方は速やかに、受給資格者証明書を返還してください。

お問い合わせ先

○医療費助成に関すること

保健福祉課 福祉係

23-3113

○妊娠・出産に関すること

保健福祉課 保健係（保健センター）

28-3733